

徳島市監査委員告示第 11 号

平成 26 年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

平成 27 年 3 月 3 日

徳島市監査委員	久米川	文	男
同	工	藤	誠
同	武	知	浩
同	齋	藤	智彦

教ス発第25号  
平成27年2月4日

徳島市監査委員殿

徳島市教育委員会  
教育長 石井 博

平成26年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（平成27年2月2日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監査の結果	措置状況
<p>1 施設の利用に際し、規則に定める申請書の受理及び承諾書の交付が行われていないものがあった。</p> <p>2 所管部局では、利用承諾の手続きについて、規則どおりの規定が定められていなかった。</p> <p>(徳島県ライフル射撃連盟)</p>	<p>指定管理者に対して、施設利用時の申請書の受理及び承諾書の交付について、規則の規定に基づき、適正に行うよう指導しました。</p> <p>今後は、利用承諾の手続きについて、規則どおりの規定を定めるよう、適正に事務処理を行います。</p>